

総 則 編

《総則編 目次》

第1節 計画の目的等	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成	1
第3 計画の修正等	2
第4 他の計画との関係	2
第2節 計画の基本的考え方	3
第1 減災を重視した防災対策の推進	3
第2 地域防災力の向上	3
第3 要配慮者及び男女共同参画の視点	3
第4 計画に基づく施策の推進及び見直し	4
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1 町及び一部事務組合等	5
第2 県	5
第3 指定地方行政機関	7
第4 自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部）	10
第5 指定公共機関	10
第6 指定地方公共機関	11
第7 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者	12
第8 住民及び事業所等	13
第4節 地勢概要等	15
第1 位置	15
第2 自然環境	15
第3 社会環境	16
第4 過去災害	17

第 1 節 計画の目的等

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、長柄町防災会議が作成する計画である。

平成 23 年 3 月 11 日には過去最大規模の自然災害となる東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震では、本町に被害は発生しなかったが、県内では千葉県九十九里・外房に大津波警報が発令され沿岸の各市町村に避難指示等が発令されている。

また、令和元年に本町を襲った一連の災害（台風第 15 号（令和元年房総半島台風）、台風第 19 号（令和元年東日本台風）、及び 10 月 25 日の大雨）では、本町にも災害救助法が適用される事態となった。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を実施する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、自助・共助の取組も重要であるため、住民や自主防災組織、事業者等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるものとする。

これらの対策について総合的かつ計画的な推進を図ることにより、自助・共助・公助それぞれの主体が連携し、さらに全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

【資料編「長柄町防災会議条例」】

【資料編「長柄町防災会議委員名簿」】

第 2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

1. 計画の構成

総則編に計画全体の基本事項を定めるほか、対象とする災害の種別ごとに編を構成して対策計画を定める。

(1) 総則編

本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、町民等の役割、地域の特性等を定める。

(2) 地震編

地震による揺れ、液状化及び火災への対策を定める。

また、附編として、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画を定める。

(3) 風水害編

大雨による土砂災害や洪水による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を定める。

(4) 大規模事故編

大規模火災、林野火災、危険物等の火災・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、道路における多重衝突事故、放射性物質事故、大規模停電への対策を定める。

2. 各編の構成

地震編、風水害編、大規模事故編の各編は、対策の段階に応じた以下の構成を基本とす

第 1 節 計画の目的等

る。

(1) 災害予防計画

災害の未然防止策、災害対応を的確・円滑に行うための備え等を定める。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御策や被災者の救助・救援策等を定める。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧、復興対策の実施方針等を定める。

第 3 計画の修正等

本計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は、長柄町防災会議において修正を行う。

第 4 他の計画との関係

1. 上位計画等

本計画は、町の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画、指定地方行政機関及び指定公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

また、地域の強靱化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された国土強靱化地域合同計画との整合を図る。

2. 地区防災計画

地域における共助による防災活動を推進するため、本町域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条の 3 に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

第2節 計画の基本的考え方

第1 減災を重視した防災対策の推進

本町域は、地震、暴風、豪雨、洪水など極めて多種の自然災害が発生しうる自然条件下に位置する。これらの災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、住民の財産に甚大な被害を与えてきた。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、航空災害、大規模火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。

一方で、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。

被災時には人命確保を最優先するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーター及び防災士の養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

さらに、民間団体等との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本町でも、物資、緊急輸送、情報の収集・伝達に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

第3 要配慮者及び男女共同参画の視点

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障がいのある方や乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者は、それぞれの特性により、情報収集の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

第2節 計画の基本的考え方

防災白書によると東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進展や、障がいのある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の支援体制を強化するため、地域一体となった対策を充実させる。また、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策の各段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

第4 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しや、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行うものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとし、住民、事業所等は、災害への備えや防災対策への協力に努める。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第1 町及び一部事務組合等

1. 長柄町

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災町営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の確保、災害ボランティアの受け入れに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

2. 千葉県市町村総合事務組合

- (1) 災害弔慰金の支給等に関すること

3. 長生郡市広域市町村圏組合

- (1) 地域の防災体制の整備の協力に関すること
- (2) 消防・救急・救助・水防活動に関すること
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難者の誘導・支援に関すること
- (4) 災害廃棄物の処理に関すること
- (5) 災害医療に関すること
- (6) 遺体の火葬に関すること
- (7) 応急給水に関すること
- (8) 水道施設の応急復旧に関すること

第2 県

1. 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市町間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 町が実施する災害応急対策の支援及び市町村間の総合調整に関すること

2. 千葉県出先機関

機関名	業務大綱
長生地域振興事務所	(1) 県災害対策本部長生支部内の連絡調整に関すること (2) 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること (3) 情報連絡員との連絡調整に関すること (4) 長柄町が処理する事務、事業の指導及び連絡調整に関すること (5) 災害救助についての応援に関すること (6) 防災備蓄倉庫の物資の搬出に関すること
長生保健所（長生健康福祉センター）	(1) 支部健康福祉班の活動の調整に関すること (2) 被災者の医療の確保に関すること (3) 被災者の健康の維持に関すること (4) 被災者の生活衛生の確保に関すること (5) 被災者の福祉の確保に関すること (6) その他分掌事務の実施に必要なこと
長生農業事務所	(1) 農業関係（土地改良事業含む）の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること
北部林業事務所	(1) 林業関係の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること
長生土木事務所	(1) 水防の全般に関すること (2) 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること (3) その他土木関係の災害対策に関すること (4) 災害救助についての応援に関すること

3. 千葉県警察茂原警察署

- (1) 被災者の救出及び避難誘導に関すること
- (2) 死体（行方不明者）の捜索及び調査に関すること

- (3) 交通規制、緊急交通路の確保に関する事
- (4) 災害時における犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関する事

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
- (5) 津波、噴火警報等の伝達に関する事

2. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事
- (2) 融資関係
 - ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事
 - イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事
- (3) 国有財産関係
 - ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
 - エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売却又は貸付に関する事
 - オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
 - カ 県又は町が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ア 災害関係の融資に関する事
 - イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事
 - ウ 手形交換、休日営業等に関する事
 - エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
 - オ 営業停止等における対応に関する事

3. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- (2) 関係職員の派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

4. 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (2) 応急用食料・物資の支援に関すること
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

5. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

7. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

8. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

9. 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

10. 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

11. 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

1 2. 東京管区気象台（銚子地方気象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (4) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

1 3. 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

1 4. 千葉労働局（茂原公共職業安定所）

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

1 5. 関東地方整備局

- (1) 災害予防
 - ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
 - イ 通信施設等の整備に関すること
 - ウ 公共施設等の整備に関すること
 - エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
 - オ 官庁施設の災害予防措置に関すること
 - カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
 - キ 豪雪害の予防に関すること
- (2) 災害応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
 - イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
 - ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
 - エ 災害時における復旧資材の確保に関すること
 - オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
 - カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
 - キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
 - ク 災害時相互協力に関する申合わせに基づく緊急対応の実施に関すること
- (3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

1 6. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

第4 自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部）

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
 - エ 町地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社（千葉支店）、株式会社NTTドコモ（千葉支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

2. 日本赤十字社（千葉県支部）

- (1) 医療救護に関すること
- (2) こころのケアに関すること
- (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- (4) 血液製剤の供給に関すること
- (5) 義援金の受付及び配分に関すること
- (6) その他応急対応に必要な業務に関すること

3. 日本放送協会（千葉放送局）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

4. 東日本高速道路株式会社（市原管理事務所）

- (1) 東日本高速道路の保全に関すること
- (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

5. 独立行政法人水資源機構

- (1) 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
- (2) 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

6. 成田国際空港株式会社

- (1) 災害時における空港の運用に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

7. 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

- (1) 鉄道施設の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

8. 日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

9. 日本通運株式会社（千葉支店）

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

10. 東京電力パワーグリッド株式会社（木更津支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

11. KDDI株式会社（東京支社）

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

12. 日本郵便株式会社（長柄郵便局、水上郵便局）

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

13. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

14. 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること

第6 指定地方公共機関

1. 大多喜ガス株式会社（茂原事業所）、（一社）千葉県LPガス協会（長夷支部）

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

2. （公社）千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること

(2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. (一社)千葉県歯科医師会

(1) 歯科医療活動に関すること

(2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

4. (一社)千葉県薬剤師会

(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること

(2) 医薬品等の需要状況の把握及び情報の提供に関すること

(3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

5. (公社)千葉県看護協会（長夷地区部会）

(1) 医療救護活動に関すること

(2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること

(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること

(3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. (一社)千葉県トラック協会（長夷支部）、(一社)千葉県バス協会

(1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

1. (一社)茂原市長生郡医師会、(一社)茂原市長生郡歯科医師会、(一社)外房薬剤師会、(公社)千葉県柔道整復師会南総支部

(1) 災害時における医療対策に関すること

2. (社福)長柄町社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会

(1) 要配慮者の支援

(2) 災害時におけるボランティア活動の支援

3. 長生農業協同組合

(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力

(2) 農作物の災害応急対策の指導

(3) 被災農家に対する融資、あっせん

(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん

(5) 農産物の需給調整

4. 長柄町商工会

(1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力

(2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん

(3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力

(4) 災害時における物価安定への協力

5. 千葉県森林組合（長生事務所）

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせん

6. 千葉県タクシー協会（外房支部）

- (1) 災害時におけるタクシー車両による被災者等の避難輸送及び町の救助計画に従事する者の移送に関すること

7. （一社）千葉県建設業協会（長生支部）、長生郡市管工事協同組合、（一社）千葉県電業協会（北総・東総・山武・長生地区）、長柄町土建組合

- (1) 建築・土木関連の応急・復旧対策の協力に関すること
- (2) 被災者の救助・救援対策の協力に関すること

8. 千葉県石油商業協同組合（茂原支部）

- (1) 災害時における燃料等の供給の協力に関すること

9. 長生郡市連合自治会連絡会

- (1) 自主防災組織の結成、自主防災活動の促進に関すること
- (2) 自主防災組織、自治会等の組織間の連携確保に関すること

10. 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

11. 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導
- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- (4) 被災施設の災害復旧

12. 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資

13. 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

14. 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底
- (2) 防護施設の整備

第8 住民及び事業所等

1. 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需品物資等の備蓄に努めること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (2) 地域において自主防災組織、消防団及びボランティア等が行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

2. 事業者

- (1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 地域において自主防災組織、消防団及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

3. 自主防災組織、自治会等

- (1) 町民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 町が行う防災対策に協力するよう努めること

4. ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第4節 地勢概要等

第1 位置

本町は、房総半島のほぼ中央部、長生郡の西端に位置し、北西部は台地地帯で市原市に、南部はやや平坦地で長南町、東部は茂原市に接している。

〈本町の地勢〉

位 置（役 場）	東経 140° 14′ 北緯 35° 26′ 海拔 40m
大 き さ	南北 10.60km 東西 8.25km 周囲 37.05km
面 積	47.11km ²

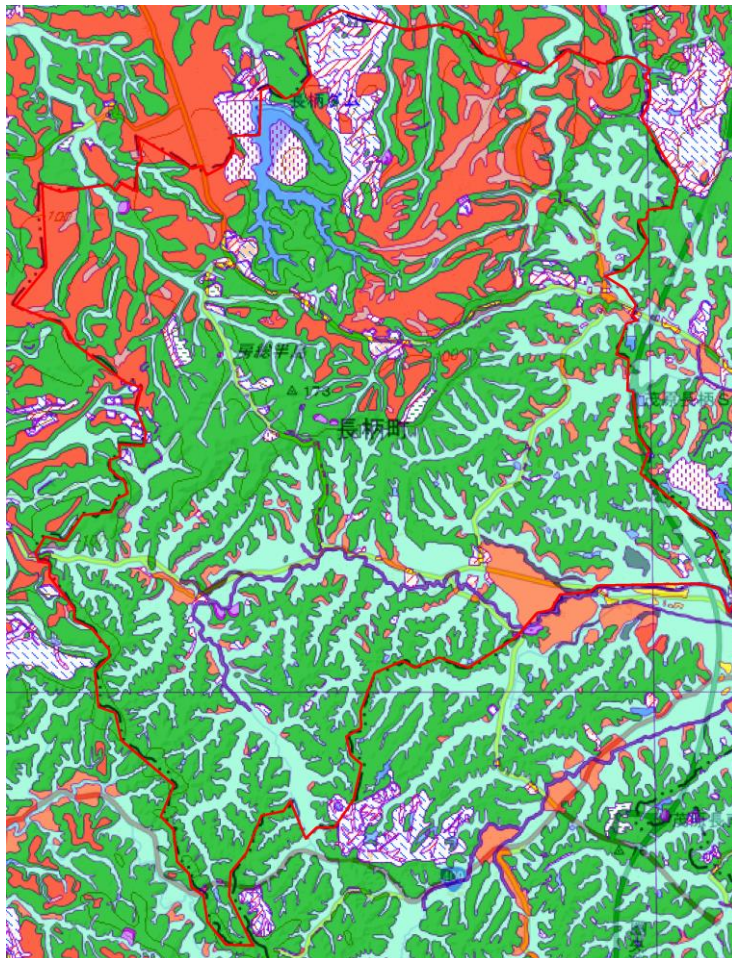
第2 自然環境

1. 地形

概ね台地と丘陵で構成されており、北部は標高 100m 前後の台地状態で権現森（海拔 173m）を中心に房総半島の分水嶺を形成している。

南部は低い丘陵の山合いに平地が発達して九十九里平野に連なっている。

河川は2級河川の一宮川、豊田川があり、ほとんどが天然護岸だが、災害復旧工事等により一部は護岸工事が行われている。



配色	分類項目
	山地斜面等
変形地	崖 地すべり（滑落崖） 地すべり（移動体）
台地・段丘	更新世段丘 完新世段丘 台地・段丘
	山麓堆積地形
低地の微高地	扇状地 自然堤防 砂州・砂堆・砂丘 天井川・天井川沿いの微高地
	凹地・浅い谷
低地の一般面	谷底平野・氾濫平野 海岸平野・三角州 後背低地 旧河道
頻水地	高水敷・低水敷・浜 湿地
水部	河川・水涯線及び水面 旧水部
人工地形	農耕平坦化地 切土地 高い盛土地 盛土地・埋立地 干拓地 改変工事中の区域

＜町の地形概念図（国土地理院「数値地図25000（土地条件）」）＞

2. 地質

地質学上6つの地質に区分され、北から関東ローム層・礫層・地蔵堂層・船木の東から刑部の北に続く市野々砂泥互層を含む金剛地層・笠森層。低地の沖積層となる。

この地蔵堂層・金剛寺層と呼ばれる地域が、下総台地及び権現森から西方へ続く丘陵となり、笠森層の部分が樹枝状の谷を形成しており、川に沿う沖積地が水田に利用され、集落の多い地区となっている。

3. 気候

黒潮の影響を受け1年を通じて温暖であり、冬期であっても降雪はほとんど見られないが、長柄地区では数十センチの積雪となることがある。

本町に隣接する茂原地域気象観測所における最高気温は39.9℃（2013年8月11日）で、最低気温は-7.8℃（1984年2月8日）である。

最大1時間降水量は61.5mm（2012年8月6日）、最大日降水量は236mm（1996年9月22日）である。

なお、茂原地域気象観測所における統計期間は、降水量が1976年1月以降、気温は1978年1月以降である。

第3 社会環境

1. 人口

(1) 人口・世帯数

住民基本台帳人口（令和4年8月1日現在）によると、外国人を含む本町の人口は6,488人、2,949世帯である。

(2) 65歳以上人口

住民基本台帳人口（令和4年4月1日現在）による65歳以上人口は2,766人で、総人口の42.4%を占める。これは、全国平均28.7%（総務省統計局人口推計、令和元年10月推計値）及び千葉県平均27.0%（千葉県年齢別・町丁字別人口、令和2年4月）を大きく上回る。

2. 土地利用

本町の面積は4,711haで、最も多い地目は「山林」の1,712ha、次いで「田」715ha、「畑」460ha、「雑種地」396haの順である（令和3年版千葉県統計年鑑）。

3. 道路・交通

東西の主要地方道2路線、南北の一般県道2路線が幹線道路として骨格をなしている。これらの基幹道路は、交通量が増加する中で、交通安全面の危険箇所も多く、改良、バイパス建設、歩道の拡幅が必要となっている。

自動車専用道路として、町域の東端を首都圏中央連絡自動車道が南北に通っており、茂原市との市町界に茂原長柄スマートインターチェンジが設置されている（令和2年供用開始）。

小湊鐵道（株）によるバス路線は、自家用車の普及に伴って利用者が減少し不採算路線になっているが、高齢者や児童の重要な交通機関になっており、路線を維持することが必要である

4. ライフライン

(1) 上水道

町内の上水道は長生郡市広域市町村圏組合が供給しており、普及率は97.7%である。（令和2年度千葉県の水道）

(2) 農業集落排水

本町では、農業集落排水事業による汚水処理を実施しており、刑部・金谷クリーンセンターで処理を行っている。令和3年度末における利用者数は765人で、接続率（供用区域内の人口に占める利用者の割合）は84.3%である。

(3) 都市ガス

町内の一部の地区に、大多喜ガス株式会社の都市ガス供給区域がある。

第4 過去災害

1. 地震災害

本町付近に大きな被害をもたらした記録のある地震は、1987年の千葉県東方沖地震、2011年の東北地方太平洋沖地震が挙げられる。

1987年12月17日に発生した千葉県東方沖地震（M6.7）は、フィリピン海プレート内部で発生した地震で、山武郡、長生郡、市原市を中心に多数の被害が発生した。本町では、人的被害は発生していないが、住家の一部損壊751戸、商工関係4,443万円、その他の被害1,185万円の被害があった。

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）は、県内では旭市などに津波により大きな被害をもたらし、本町内でも住家の一部破損5棟の被害が発生している。また、この地震による福島第一原子力発電所の事故に伴って放射性物質が拡散し、県内各地で大気中の放射線量の上昇、農作物の放射性物質の含有量の増加などが発生した。

2. 風水害

近年本町に大きな被害をもたらした風水害は、昭和29年及び昭和45年の集中豪雨、平成8年の台風第17号に伴う大雨及び令和元年10月の大雨が挙げられる。

昭和29年（1954年）の豪雨では、山崩れにより死者及び重傷者がそれぞれ1人発生している。

平成8年9月の台風第17号の通過に伴う大雨では、総雨量が305mmに達し、住宅被害が8地区の合計15戸で発生している（うち床上浸水2戸、床下浸水13戸）。確認された被害箇所は107箇所及び、被害総額は5,987万円（うち農業施設2,238万円、土木施設3,429万円、文教施設320万円）となっている。

令和元年10月の大雨では、一宮川沿いの各地で広範囲に浸水被害が発生している。この災害により町内の長柄町給食センター、児童体育館、町立ながらこども園、特別養護老人ホームほしの郷及び特別養護老人ホーム長柄園といった公共施設で浸水被害が発生した。この大雨と、それに先んじて発生した台風第15号、台風第19号により、千葉県内の各地で甚大な被害が発生したため、本町を含む県内自治体に災害救助法が適用された。

その他にも町内では内水による浸水被害、田畑の冠水被害が発生している。

3. 突風・竜巻

本町では、過去に突風や竜巻による被害は確認されていない。

平成2年（1990年）12月11日には、隣接する茂原市国道128号沿いで竜巻被害が発生している。死者1名、負傷者73名、家屋被害1,665戸（うち全壊82戸、半壊161戸）という大きな被害を出し、災害救助法も適用されている。

この日は県内に大雨・洪水・強風・波浪・雷注意報が発令され、鴨川市や旧丸山町（南房総市）、君津市、旧大原町（いすみ市）、銚子市でも竜巻が発生していたことを考慮すると、本町でも竜巻発生の可能性があったと考えられる。

